平成30年1月17日 古賀市コミュニティ推進課

平成29年度古賀市まちづくり基本条例検証委員会の進め方について

1. 委員会の進め方

平成29年6月に制定された古賀市まちづくり基本条例第17条の規定に基づき、検証委員会を設置・開催します。

平成29年度は、条例制定直後であることから、委員の条例理解促進と市民への効果的 な周知方法について協議することとします。

2. 検証委員会の役割

(1)検証委員の立場等

検証委員は、古賀市まちづくり基本条例及び古賀市まちづくり基本条例検証委員 会要綱に基づき市長から委嘱された、非常勤特別職の公務員となります。

○報酬等:報酬 2,500円/回(源泉所得税額を差し引いてお支払い。)

費用弁償 2,500円/回

合計 5,000円/回

○その他:委員会の資料、会議録等(名簿含む)は、市公式ホームページで公開いたします。なお、名簿の公開においては、役職(有識者のみ)や氏名は公開しますが、住所などの情報は公開されません。

(2)検証委員会の役割

所掌事務(※「所掌」:法令によって、ある事務が特定の機関に属するものと定められていること。「担当する」という意味。)

古賀市まちづくり基本条例検証委員会要綱

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 条例の推進に関すること
- (2) 条例の運用状況の検証に関すること
- (3) 条例の見直しに関すること

3. 平成29年度開催計画(案)

日程	会議内容
1月17日 (水)	・委嘱書交付
	・まちづくり基本条例説明(事務局から)
	・検証委員会の役割説明
	・パンフレット作成について
2月19日 (月)	・ワークショップ(策定委員会との交流)
	・パンフレット協議

4. 平成30年度以降の開催について

市は、条例第18条の規定に基づき、検証委員会に諮問し、4年を超えない期間ごとに 検証を行うこととしています。今年度終了後の検証委員会は、平成32年度からとなり ます。

年度	会議内容
平成29年度	2 回
	・委嘱書交付、まちづくり基本条例概要説明、
	周知方法の検討(パンフレット作成)等
平成32年度から	6~8回
平成33年6月まで	・条例検証